

## 法科大学院等の教育の改善について（「論点と改善の方向性」の検討資料）

## 【検討の視点】

- プロセスとしての法曹養成制度により質の高い法曹が多数養成・輩出されるよう、法科大学院について、優れた資質を有する志願者の回復に向け、多様な法曹の輩出や地方における法曹養成機能に留意しつつ、学生の資質・能力に応じた期間で法曹になることができる途を確保するなど、その制度改革を進めるべき。
- その際には、法科大学院の直近の教育実績や法曹の活躍状況について社会に必ずしも正確に伝わっていないことや、法学部が高校生等にとって以前と比べて魅力的な進学先に映っていないことを踏まえ、法科大学院は法学部とより連携を図り、大学における法学教育全体の在り方を検討し、有為な多くの学生等を積極的に法学部や法科大学院に呼び込むことが求められている。
- また、法曹資格を得るまでに要する時間的・経済的負担が法曹志望者減少の一因となっているとの指摘もあり、優れた資質と明確な志望を有する者については、法学部を経て法科大学院まで5年間で修了できる途を検討し、法曹への進路選択の魅力を高めることも重要。
- 一方で、法科大学院の法学未修者コース（以下「未修者コース」という。）については、様々なバックグラウンドを有する有為な法曹を生み出してきたものの、純粋未修者の入学は減少しており、約7割が法学部出身者となっている。
- また、未修者コースを3年間で修了できるのは半数程度である上、修了1年目の司法試験合格率も2割を切っており、未修者コース入学者に対する教育の更なる改善が求められている。
- 未修者コースについては、純粋未修者や社会人として経験を積んだ上で法科大学院に入学した後に、専門分野を生かして法曹として実績を積んでいる者の活躍状況を広報するなど、有為な人材の確保を図りつつ、その在り方や教育方法について制度全体として質保証を図る方策を更に検討し、純粋未修者や十分な実務経験を有する者が入学者の多数を占めることを目指すべき。

## 1. 法科大学院と法学部の連携の在り方に関する論点と改善の方向性

### 【論点・現状】

- ・ 多くの法科大学院が学内で組織的に独立しているため、学部等との連携に支障をきたしている面もあるのではないかと。
- ・ 法科大学院に要する時間的負担を軽減する必要がある。
- ・ 法学部に一定程度存在する法曹志望である学生が法科大学院を進学先として選択する工夫が必要。
- ・ 法学部を経て法科大学院に進学する者の資質・能力の向上が必要。
- ・ 自大学の学生を対象とした推薦入試等の導入については、各法科大学院において謙抑的な運用が行われている。

### 【改善の方向性】

- 一体的で柔軟な組織の運営が必要であることを明確化する。
- 法科大学院の必置専任教員が学部の専任教員を兼ねることを一定程度可能とする。[制度化に向けて、今後、「大学分科会」で検討。]
- 法科大学院と法学部が連携して「法曹コース（仮称）」として体系的・一貫的な教育課程を編成することにより、学部段階からより効果的な教育を行うとともに、優れた資質・能力を持つ者が早期に法科大学院に進学する途を検討する（別紙参照）。学部段階から法科大学院進学を見据えて効果的な教育を行うことにより、早期に法科大学院に進学できる可能性を高め、時間的・経済的負担を軽減することができる。
- 法学部においてより充実した教育を行うことにより、法学部の学生は、法科大学院への進学に当たっては法学既修者コースへの入学を基本とし、未修者コースは純粋未修者や実務経験者のための教育を基本とするべきではないか。
- その他、法科大学院と法学部との連携による教育の工夫の範囲内として認められ得る内容について明確化が必要ではないか。

## 「法曹コース」(仮称)の具体的な考え方について(検討資料)

法科大学院と法学部との有機的な連携によって体系的・一貫的な教育を行う課程(「法曹コース」(仮称))については、以下のような形とすることが考えられるのではないか。

法科大学院と法学部との連携の在り方を検討した上で、その制度的位置づけや、その他の制度上の措置を要する事項について検討が必要ではないか。

- 法科大学院修了時に修得すべき資質・能力を整理し、法科大学院と法学部が連携し、法学部を含めた体系的・一貫的な教育課程を編成する。
- 法学部においては、法科大学院の協力の下、法律基本科目に相当する科目について、法科大学院における学修に円滑に進むことができるよう、基礎的な学識を身に付けさせる充実した教育を行う。
- 法曹コースへの学生の振り分けは、教養科目等の幅広い学修を積む必要があることを考慮すれば2年次進級時点以降が適当と考えられるが、各大学の実情に応じて柔軟に設定する。
- 法曹コースへの振り分け前も含め、外国語科目やその他人文・社会科学系科目、自然科学系科目など、法律科目以外の一般教養科目についても学部段階において幅広く履修した上で法科大学院に進学する教育課程を編成する。
- 教育課程編成の柔軟性を確保するため、法科大学院入学時に優れた法律学の学識を有すると認められる者を対象として当該法科大学院において修得したとみなすことができる単位数の上限を緩和することや、入学前の既修得単位を当該法科大学院において修得したものとみなすことができる単位数について、既修得者認定によるものと合わせた上限を緩和することにより、修得したものと見なすことができる単位数の上限(現行30単位)を例えば10単位程度緩和する。
- また、法科大学院で開講される科目を学部生が受講する際の取扱いについて整理するべきではないか。
- これらの方策により、学部3年間と法科大学院2年間の学修によって無理なく確実に法曹に必要とされる資質・能力を修得することができる教育課程の編成を可能とし、法学部の学生は学部3年間又は4年間に加えて、法科大学院2年間で法曹になる途を明確化するべきではないか。
- 学部段階における幅広い学修を担保するため、優秀な学生が学部3年次終了時

点で法科大学院に進学するに当たっては、主として早期卒業を活用するものとするが、これらの方策の検討に当たっては、現行の早期卒業制度が優秀な学生を対象とした例外的な措置であることとの関係整理が必要。

- 法科大学院と「法曹コース」の接続を確保するため、学部段階において一定の学修を積んだ者を対象とする入学者選抜枠の設定を例えば定員の5割程度可能とする。当該選抜枠に出願するための条件は各法科大学院において定める。
- 法学部において「法曹コース」を設置する際は、法科大学院の協力を得ることを必要とする。
- 一貫した教育課程の内容や、法科大学院入学前の学修によって、既修得単位として認定される科目等について公表する。

(参考) 現行の早期卒業制度について

- ・ 学校教育法（昭和22年法律第26号）

第89条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

- ・ 学校教育法等の一部を改正する法律等の施行について  
(平成11年9月14日 文高大第226号 文部事務次官通知)

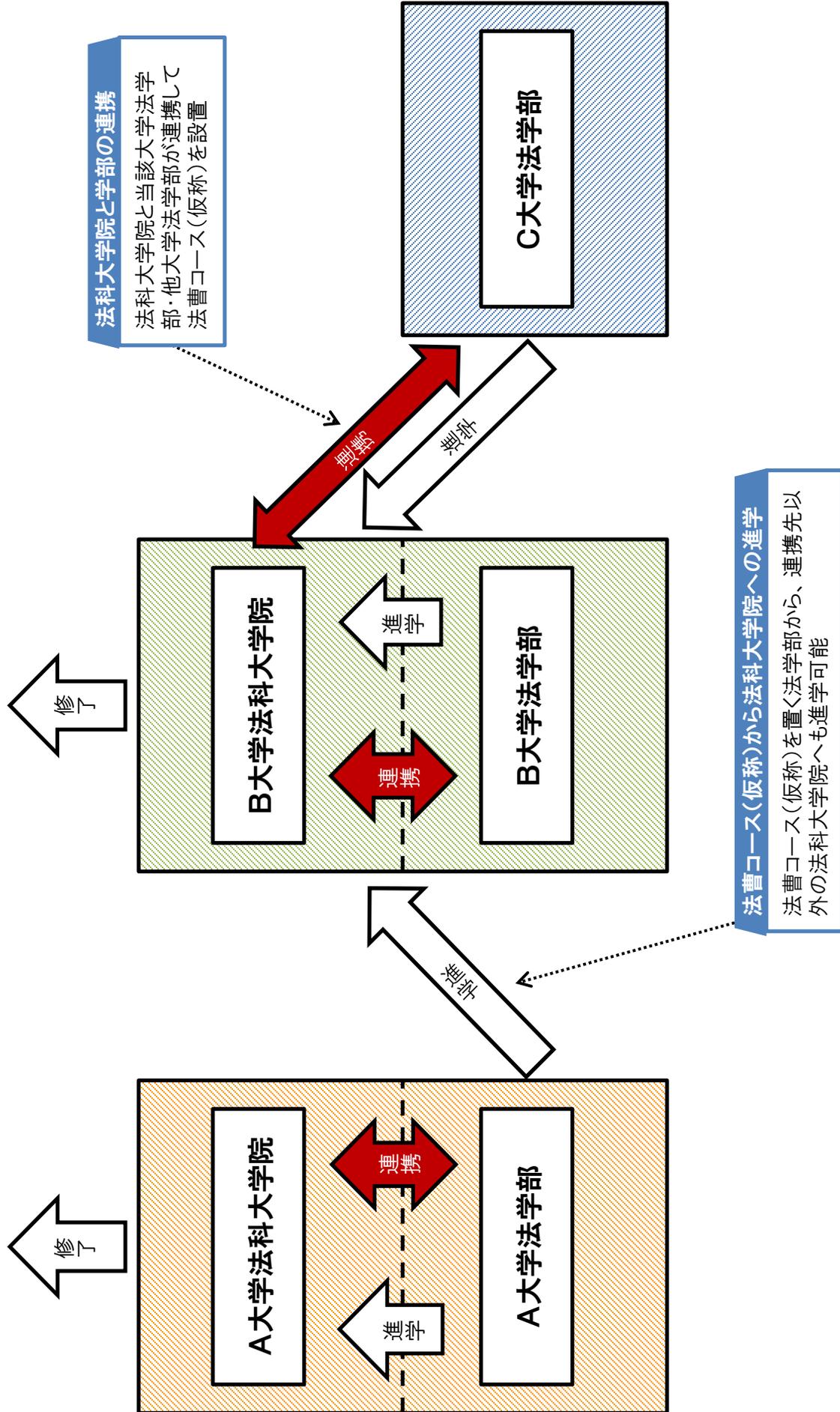
一 学校教育法の一部改正について

(一) 三年以上の在学で大学の卒業を認める制度の創設（学校教育法第55条の3関係）

- ③ この措置は、学生の能力、適性に応じた教育を行いその成果を適切に評価していく観点から設けられた例外的な措置であることに留意すること。また、早期卒業を希望する学生に対する適切な学習指導の実施等の十分な教育的配慮、責任ある授業運営や適切な成績評価の実施、早期卒業の運用の状況の公表などに配慮し、安易な運用により大学教育の質の低下を招かないよう早期卒業の適正な運用の確保に努められたいこと。

# 法曹コース（仮称）から法科大学院への進学（イメージ案）

司法試験



## 2. 法学未修者教育に関する論点と改善の方向性

### 【論点・現状】

- ・優れた資質を有する純粹未修者や十分な実務経験を積んだ者が、法科大学院を修了して司法試験に合格し、社会の様々な分野で活躍しているが、未修者コース修了者全体の司法試験合格が振るわないこともあり、その入学者は減少を続け、未修者コースの入学者の約7割は法学部出身者となっている。
- ・未修者コース入学者の標準修業年限修了率は約51%、修了後1年目の司法試験合格率は約16%と、3年間で法科大学院を修了し、司法試験に合格することが困難な状況になっており、特に、司法試験合格率については法学部出身の方が振るわない状況になっている。
- ・未修者コース入学者に占める法学部以外出身者や社会人経験者の割合を増やすべきではあるが、現在の状況では、一定割合以上入学させることについて努力義務を課すのは、入学者の質の確保の観点から、適当でなくなっているのではないか。
- ・純粹未修者については、入学者選抜のみでは法曹に必要とされる資質・能力を3年間で身に付けさせることができるかを判断するのが困難な面があり、未修者コースの質の保証を制度化することが必要である。

### 【改善の方向性】

- 法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割以上」と定めた文部科学省告示を見直す。〔平成31年度の入学者選抜から適用されるよう、見直すことで良いか。〕
- 共通到達度確認試験など、進級に当たっての質保証プロセスを導入する必要がある。
- 地方における法曹養成機能の再構築が必要な状況に留意しつつ、法学未修者教育に必要とされるきめ細やかな指導を行うため、以下のような方策についてどのように考えるか。
  - －「法曹コース」（仮称）に純粹未修者の教育機能を持たせること。
  - －教育実績の高い法科大学院に法学未修者の受入れを拠点化すること。
  - －手厚い教育体制を確保するため、法学未修者教育を複数法科大学院で連携して実施することや、共同化すること。
- 新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効果的に行う法科大学院を、より安定的・継続的に支援することが必要ではないか。重点的支援を行うに当たっては、どのような指標が考えられるか。

- 各大学において行われている優れた未修者教育の事例・手法を体系化するとともに、未修者教育を行う法科大学院全体において法学未修者に対する効果的な教育方法を共有することが必要ではないか。効果的な未修者教育の手法を共有することや共同実施、人的な交流等を促進するためにどのような方策が考えられるか。
- 法科大学院入学前に一部の科目を先行して履修することについてどのようなことが可能であるかを明確化し、法学未修者に対する教育課程の編成を柔軟化することは考えられるか。
- 法学未修者への教育の工夫の範囲内として認められ得る内容について改めて明確化が必要ではないか。

### 3. 法学部教育に関する論点と改善の方向性

#### 【論点・現状】

- ・ 法学部の役割について改めて検討を行い、卒業生の進路の多様性を踏まえて育成すべき人材像について検討する必要がある。
- ・ 改善方策の検討に当たっては、規模や学生の進路希望等、各大学の事情を考慮する必要がある。

#### 【改善の方向性】

- 各大学において、学部生の想定される進路やそのためにどのような教育を提供するかを検討することが必要ではないか。
- 法学部と法科大学院との連携による課程（「法曹コース」（仮称））を設置する際に、併せて学生の進路希望等に応じたコースを置くことや、求められる能力とそれに応じた履修モデルを示すことなどにより、学生に進路の多様性を可視化し、それに応じた教育を提供していることを明確化してはどうか。

# 法学未修者コースの改善について（案）

◎法学未修者コースについては、以下のような制度面と教育内容面の改善を両輪として、教育の改善・充実に取り組む。

## 制度面での改善

入学者の3割を法学未修者又は社会人とする努力義務規定を廃止し、入学者の質の向上を図る

全学生を対象に実施し、入学者選抜だけでは判定しきれない法学の適性を判定する三質保証プロセスの導入

新しい加算プログラムの仕組みを用いて、より安定的・継続的に実施

入 学 者 選 抜

共通到達度確認試験



司 法 試 験

## 教育内容面の改善

法学未修者等選抜ガイドラインに基づく適切な入学者選抜

### ◎教育方法の整理・分析・共有

- ◎教育方法の改善の方策として以下の取組について検討
  - 法曹コースに純粹未修者の教育機能を持たせる
  - 法学未修者の受入れの拠点化
  - 複数大学間での連携や共同化 等